

道路法等の一部を改正する法律が成立し、その一部の施行に必要な関係政令が公布

国土交通省は、本年5月20日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」の一部である国土交通大臣による地方管理道路の災害復旧等の代りに係る規定について、公布の日より施行することとされたことから、「道路法施行令の一部を改

正する政令」について、国土交通大臣が代りする権限を規定する等、所要の改正を行った。【1. 背景】災害時において、迅速な道路啓開及び災害復旧工事（以下「災害復旧等」といふ）を行い、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが急務となっている。しかしながら、被災直後には道路の災害復旧等のみならず多種多様な応急対策等に追われる被災地方公共団体が、自ら当該災害復旧等を行うことが、災害の規模や当該地方公共団体における災害対応の実態を鑑みて、極めて負担が大きくなり、業務の遂行が困難となるケースが数多く存在している。

この点、現行の道路法（昭和27年法律第180号）においては、第48条の19に規定する重要物流道路等に指定されている道路については、一定の要件を満たす場合には国土交通大臣が地方公共団体に代わって災害復旧等を行うことができることとされていること

右記の趣旨から第201回国会に提出した「道路法等の一部を改正する法律案」（以下「法」といふ）が、本年5月20日に成立したところであり、法の公布が、自ら当該災害復旧等を行うことが、災害の規模や当該地方公共団体における災害対応の実態を鑑みて、極めて負担が大きくなり、業務の遂行が困難となるケースが数多く存在している。

【2. 改正の概要】
・道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正
（1）国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外国道、都道府県道や市町村道の災害復旧等を行う場合に代りする権限及び必要な技術的読替え等を規定することとする。
（2）その他所要の改正を行うこととする。

ろ、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、当該道路等以外の道路の災害復旧等についても国土交通大臣が行うことができることとし、より安全かつ円滑な道路交通の確保を図る必要がある。右記の趣旨から第201回国会に提出した「道路法等の一部を改正する法律案」（以下「法」といふ）が、本年5月20日に成立したところであり、法の公布が、自ら当該災害復旧等を行うことが、災害の規模や当該地方公共団体における災害対応の実態を鑑みて、極めて負担が大きくなり、業務の遂行が困難となるケースが数多く存在している。

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するナウイユース感染症の影響をためる緊急措置として、地方公共団体等と連携して申請すると

方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和することとした。また、地方公共団体に対しても同様に取り組むよう要請している。

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

ETC2.0プローブデータによる交通状況分析
国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による道路交通への影響を把握するため、ETC2.0システムを通じて収集したプローブデータを活用し、交通状況の集計・分析を行い、結果を公表した。

長崎自動車道 武雄北方IC～嬉野IC
7月上旬に4車線通行確保へ
NEXCO西日本は、昨年8月27日の大雨により被災した、長崎自動車道（武雄北方IC～嬉野IC）に打ち込み機械の追加などにより、対面通行規制を行う工程上の工夫により前倒して進捗している。

4車線での完全復旧については、これまで、令和2年秋頃までと見込んでいたところ、夏休み前となる7月上旬に前倒しできる見込みが立つたとしている。また、工程の前倒しにもない、6月8日に対面通行から上下各1車線規制に切り替えた。

| 今回の緊急措置のポイント | |
|--------------|---|
| 内容 | ①新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④施設付近の清掃等に協力いただけること |
| 主体 | 地方公共団体又は関係団体※1による一括占有※2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできない。 お住まいの地方公共団体等に相談を。 |
| 場所 | 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能。 |
| 占用料 | 免除（施設付近の清掃等に協力いただいている場合） |
| 占用期間 | 令和2年11月30日まで |

振

「バスタ新宿」が開業して4年余りが経った。平成28年4月、鉄道や高速バス、タクシーともあり、月3万人程度の利用者が推している状況である。国土交通省では、バスタ新宿のような集約型公共交通ターミナルの戦略的な整備など、バス利用拠点の利便性を向上するための「バスタプロジェクト」を展開してきた。平成31年4月には、次世代型交通ターミナルの整備等を内容とした「国道15号・品川駅西口基盤整備」が新規事業化された。業が進められ、また、三宮駅、新潟駅における高速バスターミナル等の整備についても新規事業化されている。この他に札幌駅、仙台駅、大宮

000万人を突破し、その後も、トイレやベンチの増設、コンビニの設置、バリアフリーの整備を進めたこととあり、月3万人程度の利用者が推している状況である。国土交通省では、バスタ新宿のような集約型公共交通ターミナルの戦略的な整備など、バス利用拠点の利便性を向上するための「バスタプロジェクト」を展開してきた。平成31年4月には、次世代型交通ターミナルの整備等を内容とした「国道15号・品川駅西口基盤整備」が新規事業化された。業が進められ、また、三宮駅、新潟駅における高速バスターミナル等の整備についても新規事業化されている。この他に札幌駅、仙台駅、大宮

バスタ新宿開業から約4年。道路法改正を受けてバスタ全国展開へ
バスタ新宿の課題について触れると①バスタは道路附属物の自動車駐車場として整備されており、バスやタクシー専用ターミナルとしての法的位置づけがないため、実効性の観点から問題②道路管理者とターミナル会社は兼用工作物として協定を締結

選定過程の透明化や民間のノウハウを生かせる仕組みが必要。③商業施設の設置の柔軟化やそこから得られる収益をバスタの維持管理に充てる仕組みが必要、といったものである。これらの課題を解決するべく、「道路法等の一部を改正する法律案」が5月20日、参院本会議で可決、成立した。本法案については、2月4日

の閣議決定を受け、「道路ニュース」3月号でも、その概要等について紹介された。その柱は大きく5つに分けられ、その中に「民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進」がある。具体的には、バス、タクシー、トラック等を停置させるた

め、「特定車両停泊施設」を新たに道路附属物として位置づけ、その特定車両停泊施設に「コンセッション（公共施設等運営権）制度」を導入し、民間事業者による安定的自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者はニーズを反映した質の高いサービスを受けることができることとなる。

話は変わるが、現在、全世界で新型コロナウイルスが大流行し、日本でも多くの方ががじくなられている。日々の報道では新型コロナウイルスに関わる暗いニュースばかりが流れ、感染拡大防止対策として人々の行動が制限されている状況にある。一日も早く新型コロナウイルスが収束して自由に旅行ができる日が来るといいたいと切に願う。その時はバスタを利用して。

高速道路の主な工事に伴う通行止め・規制情報

- 【工事通行止め】
◇仙台東部道路 仙台港北IC～仙台港IC（上り線）
7月6日（月）、7日（火） 各日21:00～翌6:00
◇横浜新道（下り線）～国道16号 保土ヶ谷バイパス八王子方面流入ランプ
7月6日（月）～7月21日（火） 各日20:00～翌5:00
7月27日（月）～8月5日（水） 各日20:00～翌5:00
◇伊勢湾岸自動車道 名港潮見IC 夜間IC閉鎖
7月4日（土）～7月6日（月） 各日20:00～翌6:00
7月11日（土）～7月13日（月） 各日20:00～翌6:00
◇東名高速道路 豊川IC（上り線） 夜間IC閉鎖
7月4日（土）～7月5日（日） 各日21:00～翌5:00
7月11日（土）～7月12日（日） 各日21:00～翌5:00
◇東海北陸自動車道
飛驒清見IC～小矢部東IC
6月22日（月）20:00～翌6:00
飛驒清見IC～小矢部砺波JCT
6月23日（火）～6月26日（金） 各日20:00～翌6:00
白川郷IC～小矢部砺波JCT
6月29日（月）～7月3日（金） 各日20:00～翌6:00
◇南阪奈道路 羽曳野IC～葛城IC
7月8日（水）～7月11日（土） 各日20:00～翌6:00
◇舞鶴若狭自動車道 舞鶴西IC～小浜IC
7月6日（月）～7月11日（土） 各日20:00～翌6:00

